

青森県報

第三千八百九十四号

平成二十六年
九月十二日
(金曜日)

目次

告 示

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……一

出先機関

道路の位置の指定……………(上北地域) ……一

人事委員会

平成二十六年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選

考試験公告……………(職員課) ……一

公安委員会

警備員の検定合格者審査の実施……………(生活安全) ……四

電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札……………(会計課) ……六

告 示

青森県告示第六百六十二号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表蛇浦区域の項を次のように改める。

蛇浦区域
蛇浦漁業協同組合の地区

3 2 1
主として小型定置漁業
主として底建網漁業
総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてあんこう刺網漁業

出 先 機 関

上北地域県民局告示第五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年一月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

位 置	延 長	幅 員	指 定
十和田市大字三本木字北平一〇六の七、一〇六の七地先及び一〇七の八	三四・五〇メートル	六・〇〇メートル	平成 二六・九・三

人 事 委 員 会

平成26年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告

平成26年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験を次のとおり実施するので、公告する。

平成26年 9月12日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

- 1 試験の種類及び程度
 - (1) 種類 身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験
 - (2) 程度 高校卒業程度

2 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

受験者は、「一般事務」及び「教育事務」の2職種のうち第2志望まで選択することができる。

試験職種	採用予定人員	職 務 の 内 容
一般事務	1人程度	知事部局の本庁又は出先機関において一般事務に従事する。
教育事務	2人程度	県立学校若しくは市町村立の小・中学校又は教育行政機関において一般事務に従事する。

市町村立の小・中学校に配属になったときは、当該市町村の職員の身分で勤務することになる。

3 受験資格

- (1) 次のすべての要件を満たす者
 - 昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者
 - 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - 自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な者
 - 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者
- (2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。
 - 日本の国籍を有しない者
 - 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者
 - ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けるこ

とがなくなるまでの者

- ウ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加わった者

4 試験の日時、場所及び合格発表

試験	試験日 (開始時刻)	試験会場	合格発表	
			発表日	発表方法
第1次試験	11月9日(日) (午前8時45分)	青森県総合社会教育センター	11月21日(金) (予定)	受験者全員に合格を書面で通知するほか、合格者の受験番号を青森県庁及び県内各地域県民局等の掲示板に掲示する。また、青森県職員採用案内のホームページ上にも合格者の受験番号を掲示する。
第2次試験	11月下旬	青森県庁舎内	12月上旬	(http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyou.html)

注 災害等により試験の延期や開始時刻の繰り下げ等を実施する場合は、青森県職員採用案内ホームページへの掲載等により知らせる。

5 試験種目及び内容

試験種目	内容
試験種目	内容

第1次試験	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五択一式による筆記試験を行う。(40題、2時間) (出題分野：社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等)
	適性検査	公務員としての適性について、質問紙法による検査を行う。
第2次試験	作文試験	一般的課題により文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。(800字以内、1時間) (内容(論理性・思考力)、表現・国語力等を評価)
	面接試験	人物について、個別面接により試験を行う。 (積極性、協調性、堅実性、表現・態度等を評価)

なお、点字による受験の場合は、試験時間が一部異なる。

6 配点の基準

第1次試験		第2次試験		合計
教養試験	適性検査	計	作文試験 面接試験	
100	100	40	150	190
				290

7 最終合格者の決定方法

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

8 受験の手続及び受付期間

(1) 試験案内(受験申込書)の入手方法

配布場所 で入手する 場合	青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、県内各 地域県民局地域連携部(県内各合同庁舎正面受付)、各地域県民局 地域健康福祉部、西北地域県民局地域農林水産部(鱸ヶ沢庁舎)、 青森県東京事務所、本県の各県外情報センターで配布する。
---------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

郵送で請求する場合	封筒の表に「採用選考試験案内請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封の上、当人事務委員会事務局に請求すること。
ダウンロードする場合	青森県職員採用案内のホームページからダウンロードができる。

(2) 受験申込方法及び受付期間

持参又は郵送により申し込む場合

受験申込方法	直接持参する場合	受験申込書には、必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、また、所定の方法により作成した受験票には、住所・氏名を明記の上、これらを当人事務委員会事務局に提出すること。
	郵送する場合	封筒の表に「採用選考試験申込」と朱書し、直接持参する場合と同様に作成した受験申込書と受験票を封入し、簡易書留で当人事務委員会事務局に郵送すること。
受付期間	9月16日(火)から10月6日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の休日は受け付けない。 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 郵送の場合は、10月6日(月)までの消印のあるもの限り受け付ける。	
受験票の交付	受験票は、10月14日(火)に発送する。 なお、10月20日(月)までに返送されない場合は、速やかに当人事務委員会事務局まで連絡すること。	

インターネットにより申し込む場合

受験申込方法	青森県職員採用案内のホームページを経由して、「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力すること。 なお、具体的な手続方法については、青森県職員採用案内のホームページで確認すること。
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

受付期間	9月16日(火) 午前8時30分から9月29日(月) 午後5時15分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付ける。
受験票等の交付	10月14日(火)に青森県職員採用案内のホームページに「受験番号一覧表」、「受験票」及び「写真票」を掲載するので、第1次試験前日までにこれらを必ず確認し、所定の方法により「受験票」及び「写真票」を作成すること。

注、いずれの場合も、申込受付期間終了後の試験職種又は志望順位の変更は認めない。

- 9 採用予定日
平成27年4月1日

- 10 試験結果の開示
この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人が次表に掲げる書類を持参の上、当人事務委員会事務局へ直接請求すること。ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。
受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の休日は受け付けない。

開示請求者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点(総合得点)及び順位	第1次試験合格発表の日から1週間	青森県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点(総合得点)及び順位、第2次試験の試験種目別得点並びに最終総合得点及び最終順位	最終合格発表の日から1週間	

【受験者本人が請求する場合に必要な書類】
受験票又は本人であることを証明する書類(身体障害者手帳、運転免許証、学生証、旅券等)
[受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類]
受験者本人の受験票及び法定代理人に係る本人であることを証明する書類(法定代理人自身の運転免許証、旅券等)並びに受験者の法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本又は抄本等)

また、希望者には、郵送により試験結果を通知するので、希望する場合は、第1次試験当日に、82円切手を貼った宛先明記の通知用封筒(長形3号)を持参すること。

- 11 初任給その他の給与
初任給は、135,600円程度(平成26年4月採用の高校新卒者の場合)であり、6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

公安委員会

青森県公安委員会第九十八号

労働者の一歩を占むる法律(平成十六年法律第五十号)第四十九条に規定する権利(新たな試験及び実技試験により判定する権利)と「権利」として)を次のとおり実施するもの。労働委員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十二号)と「検定規則」として)第四十九条の規定により公布す。

平成二十六年九月十二日

青森県公安委員会格別第 〇 号

一 権利の保護方法及び場所

一 実施日時

平成二十六年十一月五日(水)午後一時から午後五時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六条各号に掲げる次の審査及びそれぞれ当該各号に定める者(検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

1 空港保安警備業務に係る一級の審査 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。)(第一条第一項の表に規定する空港保安警備(次号において「空港保安警備」という。))に係る同項に規定する検定(以下「旧検定」という。)(であつて同条第二項に規定する一級に係るもの(以下「旧一級検定」という。))に合格した者

2 空港保安警備業務に係る二級の審査 空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検定であつて旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの(以下「旧二級検定」という。))に合格した者

3 施設警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する常駐警備(次号において「常駐警備」という。))に係る旧一級検定に合格した者

4 施設警備業務に係る二級の審査 常駐警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

5 交通誘導警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備(次号において「交通誘導警備」という。))に係る旧一級検定に合格した者

6 交通誘導警備業務に係る二級の審査 交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

7 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等危険物運搬警備(次号において「核燃料物質等危険物運搬警備」という。))に係る旧一級検定に合格した者

8 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

9 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備(次号において「貴重品運搬警備」という。))に係る旧一級検定に合格した者

10 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査 貴重品運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

種 別 及 び 級	予定定員
空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査	合計三十名

四 審査の申請手続

1 申請の受付期間等

(一) 受付期間

平成二十六年十月一日(水)から同月二十日(月)までの間(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証(以下「旧合格証」という。))を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に所在する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。

ただし、審査申請者が(一)及び(二)に該当する場合にあつては(一)又は(二)に掲げる書面のうちいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合にあつては(一)及び(二)に掲げる書面の全てをそれぞれ添付することを要しない。

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面

(二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)一葉

(四) 旧合格証の写し

5 審査手数料

四千七百円分の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。

五 審査事項等

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項

(二) 法令に関すること。

(三) 警備業務の実施に関すること。

(四) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

4 審査に関する留意事項

審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。

六 審査申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年九月十二日

青森県警察本部長 徳 永 崇

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における搬入、保守、撤去等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

電子計算機等(青森県警察県内WAN端末等)一式

二 賃貸借期間

平成二十七年一月一日から平成三十一年十二月三十一日まで(ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。)

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 納入する機器等について、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十六年十月八日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課用度係

電話 〇一七 七二三 四二二一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課用度係

電話 〇一七 七二三 四二二一

2 入札書の提出期限

平成二十六年十月二十四日 午後一時三十分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 三階 会計課会議室

平成二十六年十月二十四日 午後一時四十五分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十三年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

貸借借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち三か月分に相当する金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十六年年度の契約金額とする。ただし、平成二十七年年度から平成三十年年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を三で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、平成三十一年年度の契約金額は落札価格に九を乗じた額を三で除して得

た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)と
p.20。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products
to be leased:

(1) Electronic Computer hardware and
software

(2) Specification and quantity
of other products will be referred to
a bid explanation

2 Time limit for tender:
1:30 P. M. October 24, 2014

3 Contact point for the notice:

Supply Section
Finance Division,
Aomori Prefectural Police HQ
2-3-1 Shimmachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭